

## 東京湾消防相互応援協定

協定締結日 平成2年5月29日

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、第2条に規定する各都市の港内及びこれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (協定都市)

第2条 この協定は、次に掲げる各都市の消防機関(以下「協定機関」という。)相互間において行うものとする。

- (1) 東京都（東京消防庁）
- (2) 川崎市（川崎市消防局）
- (3) 千葉市（千葉市消防局）
- (4) 横浜市（横浜市消防局）
- (5) 市川市（市川市消防局）

#### (対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げるものとする。

- (1) 船舶、航空機、車両等の交通機関による大規模な火災又は危険物の流出事故
- (2) 大規模な危険物施設等の火災
- (3) その他前2号に準ずる大規模火災等

### 第2章 相互応援

#### (応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害が発生した都市(以下「発災都市」という。)の長又は消防長が次のいずれかに該当する場合に第2条に規定する都市(以下「応援都市」という)の長又は消防長に行うものとする。

- (1) その災害が協定都市に拡大し、又は響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災都市の消防力によっては防ぎよが著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため協定機関が保有する特殊の車両等及び資器材を必要と認める場合

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する車両等の種別、資器材の数量及び集結場所
- (4) その他必要な事項

#### (応援隊等の派遣)

第5条 応援都市の長又は消防長(以下「応援都市の長」という。)が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか応援を行うものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災都市の長又は消防長(以下「発災都市の長」という。)に通報するものとする。

(消火用資器材等の調達手配)

第6条 応援都市の長は、発災都市の長から消火用資器材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、これが迅速に行われるよう手配するとともに、その結果を発災都市の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、発災都市の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第8条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに発災都市の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第9条 発災都市の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援都市の長に通報するものとする。

### 第3章 連絡会議

(連絡会議)

第10条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要の都度協定機関間において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

第11条 連絡会議は、次の各号について行うものとする。

消防相互応援要領の円滑化に関すること。

- (1) 消防相互応援要領の円滑化に関すること。
- (2) 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
- (3) 協定都市間の消防演習に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防資器材の開発、研究資料の交換に関すること。
- (6) その他必要な事項

### 第4章 経費負担

(経費負担)

第12条 この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、発災都市の負担とする。
- (2) 第6条の規定に基づく経費は、発災都市の負担とする。ただし、応援都市の職員をして行う輸送、連絡等に要する経費は、応援都市の負担とする。

### 第5章 雑則

(実施細部)

第13条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について、必要な事項は、協定機関の消防長が協議して定めるものとする。

(疑義)

第14条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第15条 この協定を証するため正本5通を作成し、協定機関がそれぞれ1通を保管するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成2年6月1日から効力を生ずる。
- 2 この協定の締結に伴い、昭和51年4月1日東京都、川崎市、千葉市及び横浜市間において締結した東京湾消防相互応援協定は効力を失う。

平成2年5月29日

【改正】

附 則

この協定は、平成18年12月12日から効力を生ずる。

平成18年12月12日

東京消防庁  
横浜市 航空機消防相互応援協定  
川崎市  
千葉市

協定締結日 平成7年3月29日

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、東京消防庁、横浜市、川崎市及び千葉市(以下「協定都市」という。)に属する回転翼航空機及び乗組員(以下「航空隊」といふ。)に係る消防の相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、協定都市の区域における次の各号に掲げる災害であつて、応援要請都市(以下「要請側」という。)の長又は消防長が前条に規定する協定都市の長又は消防長に行ものとする。

(1) 水火災又は地震等の大規模特殊災害の発生により消防活動を必要とする災害

(2) 要請側の長又は消防長が消防活動上特に必要と認める災害

(応援)

第3条 応援は、要請側の長又は消防長の要請によるものとする。

2 応援要請があつたときは、協定都市は、所掌業務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き、応援するものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊は、要請側の長又は消防長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に当たって要した通常的経費のうち、人件費、消費燃料費等、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援都市(以下「応援側」という。)の負担とする。ただし、応援側と要請側が協議して定める経費については、この限りでない。

(補則)

第6条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要事項は、別に定めるものとする。

(疑義の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定都市が協議の上、決定するものとする。

(協定書の保管)

第8条 本協定を証するため、正本4通を作成し、協定都市で各1通を保管するものとする。

附則

この協定は、平成7年4月1日から効力を生ずる。

平成7年3月29日

【改正】

附則

この協定は、平成18年12月12日から効力を生ずる。

平成18年12月12日

# 災害時応急活動等の協力に 関する業務基本協定書

千葉市(以下「甲」という。)と千葉市建設業協会(以下「乙」という。)とは、千葉市内における大地震、火災、暴風雨及び大規模列車事故等(以下「災害」という。)の発生が予想される場合の被害の未然防止及び災害が発生した場合の応急措置に係る活動等(以下「災害応急活動等」という。)の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

## (目的)

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、災害に因る被害を軽減するため、甲、乙間において基本的事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

## (協力要請)

第2条 甲は、災害応急活動等を実施する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、災害応急活動等に必要な人員、機械等を出動させ、甲が実施する消防活動に協力するものとする。

## (協力体制)

第3条 乙は、前条第1項の協力要請を受けた場合に速やかに災害応急活動等を実施するため、本市の区域を中央・美浜地区、花見川・稲毛地区、若葉地区及び緑地区(以下「各地区」という。)に区分し、乙の会員で、かつ、千葉市建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている業者をあらかじめ甲と協議のうえ各地区のいずれかに割り当て協力体制を整備しておくものとする。

(要請手続)

第4条 甲が、乙に対し第2条第1項の規定に基づき、協力の要請手続きをする場合は消防局警防部警防課が行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、警防部警防課以外の中央消防署、花見川消防署、稲毛消防署、若葉消防署、緑消防署及び美浜消防署からも乙に対し協力の要請手続きをすることができるものとする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が災害応急活動等を実施した場合に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲、乙協議して定めるものとする。

(被害が生じたときの措置)

第6条 災害応急活動等の実施に伴い、第三者に被害が生じたときは甲乙協議して、その処理解決に当たるものとする。

(災害補償)

第7条 第2条の規定により、災害応急活動等に従事したものが、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときのその者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がない場合は、千葉市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年千葉市条例第26号)の例による。

(実施細目)

第8条 この協定に関する実施細目は、甲、乙協議して別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 20 年 3 月 31 日までと  
2 前項の期間満了の日の 1 月前までに、甲、乙いずれからもこの協定改定の意思表示がないときは、更に 1 年間有効期間を延長するものとし以後この例による。

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 19 年 4 月 25 日

## 館山自動車道消防相互応援協定書

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第2項の規定により、千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、岩津市、富津市、(以下「協定市」という。)の長は、協定市の行政区域のうち館山自動車道及びその施設(以下「協定区域」という。)における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

## (目的)

第1条 この協定は、協定区域において火災、救急事故及びその他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、協定市の相互間及び東日本高速道路株式会社の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

## (応援)

第2条 協定市は、前条の目的を達成するため、協定区域において災害が発生した場合においては、別表に掲げる応援出場区域表に基づき応援のため消防隊、救急隊その他の人員資機材(以下「消防隊等」という。)を出場させるものとする。ただし、袖ヶ浦市にあつては、当該行政区域における火災の場合消防隊を出場させるものとする。

## (特別応援)

第3条 協定区域に災害が発生し、前条の規定により当該災害の応援のため出場する市(以下「出場市」という。)の消防長が出場市以外の協定市の応援を必要と認めるときは、当該出場市の消防長の通報により、災害発生地を管轄する協定市(以下「受援市」という。)の消防長は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして協定市の消防長に特別応援の要請をすることができるものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、出場市の消防長が特別応援の要請をすることができるものとする。この場合において出場市の消防長は、速やかに受援市の消防長に通報しなければならないものとする。

- (1) 災害発生場所及び災害の概要
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) その他活動内容等必要な事項

## (出場)

第4条 前条の規定により特別応援の要請を受けた協定市(以下「特別応援市」という。)は、業務に重大な支障がない限度において消防隊等を出場させるものとする。この場合において、業務に重大な支障があり消防隊等を出場させることができない当該特別応援市の消防長は、速やかにその旨を特別応援の要請者に通報するものとする。

(指揮)

第 5 条 前条の規定により特別応援のため出場した消防隊等の指揮は、受援市の消防隊等が出場した場合は当該受援市の現場指揮者が、受援市の消防隊等が出場しないときは第 2 条の規定により出場した消防隊等の現場指揮者が、指揮するものとする。

(経費の負担)

第 6 条 第 2 条の規定による応援及び第 4 条の規定による特別応援に要する経費等の負担は、法令その他別に定めのある場合を除き、次のとおりとする。

- ( 1 ) 応援のため要した経常経費は、応援を行った協定市の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立て替えたものについては、現物又はその経費を受援市が負担するものとする。
- ( 2 ) 応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材の補給又は給食等を必要とする場合は、受援市において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。
- ( 3 ) 応援のため出場した消防隊等が、応援業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市が負担するものとする。ただし、災害地において行った救急治療の経費は、受援市が負担するものとする。
- ( 4 ) 特別応援のため出場した消防隊等が受援市の指揮下において応援業務を遂行中第三者に損害を与えた場合における賠償については、受援市がその都度関係協定市と協議の上決定するものとする。ただし、災害地への出場又は帰路途上において発生したものについては、応援等のため出場した協定市が負うものとする。

(情報交換等)

第 7 条 協定市は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種情報及び資材等の状況を相互に通報するものとする。

(協議)

第 8 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協定市の長がその都度協議の上決定するものとする。

(協定の効力)

第 9 条 この協定は、平成 19 年 7 月 4 日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、各々記名押印の上各1通を保管する。

#### 附則

この協定の締結により、平成15年4月29日に締結した館山自動車道消防相互応援協定書は廃止する。

平成19年7月4日

別表

応援出場区域表		
出場 市町村等	出場区域	
	上り線	下り線
千葉市		蘇我インターチェンジから 市原インターチェンジまでの区間
市原市	姉ヶ崎袖ヶ浦インターチェンジか 蘇我インターチェンジまでの区間	市原インターチェンジから 木更津北インターチェンジまでの区
木更津市	木更津南インターチェンジから姉 ヶ崎袖ヶ浦インターチェンジまで の区間  木更津ジャンクションから 袖ヶ浦インターチェンジまでの区	木更津北インターチェンジから 木更津南インターチェンジまでの区  袖ヶ浦インタ:-チェンジから 木更津ジャンクションまでの区間  木更津南ジャンクションから 君津インターチェンジまでの区間
君津市	富津中央インターチェンジから 木更津南ジャンクションまでの 区	君津インターチェンジから 富津中央インターチェンジまでの区
富津市	富津竹岡インターチェンジから 君津インターチェンジまでの区間	君津インターチェンジから 富津竹岡インターチェンジまでの区

鉄道災害時における鉄道軌道事業者と消防機関との連携に関する協定書

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、千葉県内の消防本部(局)と鉄道軌道事業者との相互連携により、安全かつ迅速な消防活動と公共交通機関としての列車運行の早期復旧を図るため、千葉県の調整の下、この協定書を定める。

(用語の定義)

第1条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 鉄道災害とは、鉄道軌道路線における人身事故及び火災(鉄道沿線火災も含む。)等をいう。
- (2) 甲とは、千葉県内の消防本部(局)で別表のとおりとする。
- (3) 乙とは、千葉県内で運行する鉄道軌道事業者で別表のとおりとする。
- (4) 丙とは、千葉県総務部消防地震防災課で別表のとおりとする。
- (5) 消防隊とは、甲が編成する救助隊、消防隊、救急隊、指揮隊等の部隊をいう。
- (6) 現場責任者とは、乙が派遣する現場の責任者をいう。
- (7) 指揮者とは、消防隊の現場最高責任者をいう。
- (8) 消防活動とは、甲が実施する救助活動、救急活動、消火活動、火災原因調査等の消防隊の活動をいう。
- (9) 支援活動とは、乙が行う消防活動時における協力活動をいう。  
(鉄道災害発生時等の緊急通報)

第2条 乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、消防法(昭和23年法律第186号)第24条(同法36条により準用する場合を含む。)に基づき119番通報しなければならない。

2 119番通報にあたっては〔次の事項について情報を収集し、判明した内容について甲に提供する。〕

- (1) 災害の種別(火災、救助、救急)
- (2) 発生時刻
- (3) 発生場所(住所のほか、駅舎内外の別、最寄駅、軌道内~何キロ地点)
- (4) 負傷者の人数及び状況
- (5) 消防隊が向かう入口(中央口等、軌道内~何キロ地点、目標物等)
- (6) 現場責任者の派遣状況、その職名等

( 7 ) 列車の運行状況及び電源遮断の有無

( 8 ) その他、乙がすでに実施している事項

(指定連絡先)

第 3 条 甲及び乙は、1 1 9 番通報の他に連絡を行う場合の指定連絡先を定める。

2 甲及び乙は、指定連絡先を定めた場合(変更が生じた場合を含む。)は、互いに通知するとともに、甲は丙に報告する。

(指定連絡先への連絡)

第 4 条 乙は、1 1 9 番通報の後、甲が到着するまでの間に得た新たな情報が第 2 条第 2 項各号に該当する場合は、可能な限り甲の指定連絡先に連絡するものとする。また、甲は必要に応じ新たな情報の収集を行う。

2 甲は、鉄道災害の発生について、旅客等から通報を受けた場合には、直ちに乙の指定連絡先に連絡するとともに、鉄道災害の発生の有無を確認する。

3 甲及び乙は、鉄道災害の発生のおそれがあると認める情報を得た場合は、速やかに関係する指定連絡先に連絡する。

(現場責任者等)

第 5 条 乙は、鉄道災害の発生を覚知したときは、直ちに災害現場に現場責任者を派遣する。

2 指揮者と現場責任者は、相互に連携し、軌道内における安全を確保する。

3 甲及び乙は、安全チョッキ、腕章等により指揮者及び現場責任者を明確にする。

(情報の共有)

第 6 条 現場責任者は、次の事項について把握している情報を消防隊が消防活動を行う前に、速やかに指揮者に説明するとともに、必要に応じて、災害発生場所等への誘導を行う。

( 1 ) 災害状況

( 2 ) 列車の運行状況

( 3 ) 負傷者及び避難の状況

( 4 ) 監視員の配置状況

( 5 ) 電源遮断措置等の有無

(6) 消防活動又は避難上危険であるものの措置の状況。

(7) 換気、排煙設備、その他の消防用設備等の運転状況

2 指揮者は、人員、任務等消防活動の体制及び方針を現場責任者に説明する。

(避難誘導)

第7条 鉄道災害が発生し、避難が必要とされるときは、甲は消防車両の拡声器等による広報により、また、乙は構内及び車内アナウンス等により、旅客の混乱、動揺を抑えるとともに、相互に連携し旅客の円滑な避難誘導を実施する。

(消防活動の連携)

第8条 甲及び乙は、相互に協力し、次により安全かつ迅速な消防活動及び支援活動を実施する。

(1) 指揮者は、災害現場において消防活動を開始する前に、現場責任者に対して第6条第1項各号に定める事項について確認するとともに、事故の状況により列車停止及び電源遮断について現場責任者と協議を行い、安全を確認後、軌道内に進入し消防活動を開始する。

(2) 災害現場に現場責任者が不在で、前項の確認及び協議が行えない場合は(指定連絡先を通じ甲が乙に対し確認及び協議を行い、指揮者は、その結果を受け安全を確認後、消防活動を開始する。

(3) 現場責任者は、指揮者が行う消防活動に対し、必要な支援活動を行う。

(4) 指揮者は、列車の固定、ジャッキアップ等を実施するときは、現場責任者に連絡するほか、必要に応じて列車の電源遮断、技術者の派遣、消防活動への助言及び資機材の提供等を求める。

(5) 現場責任者は、前号の求めに対し、状況に応じた措置を行う。

(6) 指揮者は、消防活動が終了したときは、その旨を現場責任者に連絡する。

(7) 乙による列車の運行規制の変更又は解除は、現場責任者と指揮者及びその他関係機関担当者が協議し、安全を確認した後に行う。

(連携の範囲)

第9条 鉄道災害発生時における連携の範囲は、駅間(鉄道敷地内)及び駅構内の消防活動で、次のとおりとする。なお、火災にあつては、鉄道沿線の火災を含むものとする。

- (1) 救助事故
  - (2) 救急事故
  - (3) 火災(車両、その他)
  - (4) 火災原因調査
- (踏切閉鎖等の相互連絡)

第10条 甲の消防活動における支障を未然に防止するため、乙は踏切の故障を知り得た場合には、甲の指定連絡先に連絡するものとする。また、甲は乙の連絡前に鉄道災害等の情報から出動への支障のおそれを予期した場合には、乙の指定連絡先に確認する。

(事前対策)

第11条 甲及び乙は、鉄道災害発生時の連携並びに効果的な消防活動及び支援活動を行うため、次の事項について、あらかじめ両方で協議する。

- (1) 高架、鉄橋、トンネル内等特殊な場所への進入方法
- (2) 乙が保有する大型ジャッキ等の数量、保管場所、災害時の調達経路等

2 甲及び乙は、鉄道災害対応するため、あらかじめ必要な情報を相互に交換する。

(訓練)

第12条 甲及び乙は鉄道災害時における消防活動及び支援活動を円滑に遂行するため、連携し訓練の実施に努める。

(千葉県総務部消防地震防災課の役割)

第13条 丙は、この協定書の効果的な履行のため、必要に応じ甲及び乙による連絡会議を開催する等消防組織法(昭和22年法律第226号)第29条の規定に基づき支援を行う。

2 甲及び乙は、この協定書の効果的な履行のため、丙に対し甲及び乙による連絡会議の開催を求めることができる。

(連絡会議)

第 1 4 条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙による連絡会議で協議して決定する。

この協定の成立を証するため、本書 4 7 通を作成し、当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日

## 災害時における消防活動の協力に関する協定書

千葉市消防局（以下「甲」という。）と千葉県解体工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、千葉市内に火災、風水害、地震等の災害が発生した場合または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、乙が実施する消防活動への協力業務に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における民間協力の一環として、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、甲が乙に消防活動の協力を求めるにあたって、協力業務、費用負担、その他の基本事項を定め、もって消防活動を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

### （協力業務等）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、甲の保有する資機材では迅速な消防活動を実施することが困難であると認めた場合は、乙に対して、次に掲げる業務について協力を要請することができる。

- （1）消火、人命救助活動等の消防活動に障害となる物件等の除去に関する業務
- （2）危険要因となる物質等の排除に関する業務
- （3）消防活動における安全確保のためのアドバイスに関する業務
- （4）その他乙の支援を必要と認める業務

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、必要な人員、資機材等を派遣させ、甲が実施する消防活動に協力するものとする。

### （協力体制）

第3条 乙は、前条第1項に規定する協力業務を実施するため、乙の会員で、かつ、千葉市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている業者のうち、この協定による業務を実施する意思のあるものを選定し、協力体制を整備するものとする。

2 乙は、前項の規定により選定した構成員の緊急時の連絡体制の一覧表を作成し、甲に提出するものとする。

- 3 乙は、前項の一覧表において構成員に変更があった場合は、遅滞なく文書により甲に届け出るものとする。この場合において、連絡体制の変更についても同様とする。
- 4 乙は、あらかじめ災害時において提供できる資機材等を取りまとめ、その一覧表を甲に提出するものとする。
- 5 乙は、前項に規定する事項に関して変更が生じた場合は、速やかに新たな一覧表を作成し、甲に提出するものとする。

(要請手続)

第4条 甲は、乙に対し協力を要請するときには、文書により要請を行うものとする。ただし、状況により文書での要請ができない場合は、電話等により要請し、後日文書を提出するものとする。

2 協力の要請は次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害発生場所及び状況
- (2) 協力を要請する活動内容
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等
- (4) 集結場所及び連絡責任者
- (5) その他必要な事項

(契約の締結)

第5条 乙は、第2条に規定する業務を行う際には、業務に従事する構成員(以下「業務従事業者」という。)を早急に選定し、甲に文書で報告するものとする。ただし、状況により文書での報告ができない場合は、電話等により報告し、後日文書を提出するものとする。

2 前項の業務に係る契約の締結は、甲における業務の関係部署と業務従事業者との間において処理するものとする。

(業務の実施)

第6条 乙は、第4条の規定に基づき協力要請を受けたときは、直ちに集結場所に業務従事業者を派遣し、甲の職員の指示に基づき、消防活動への協力業務を実施するものとする。

2 乙は、指定場所に業務従事業者を派遣したときは、次に掲げる事項を甲に

報告するものとする。

- (1) 派遣する現場責任者の職氏名、連絡方法
- (2) 派遣人員、資機材の種類、数
- (3) その他必要な事項

3 乙は、撤去した災害廃棄物（災害により倒壊、焼失した等建築物等の解体撤去に伴って発生する廃棄物をいう。以下同じ。）を、甲が指定した場所へ移動するものとする。ただし、状況により甲が災害廃棄物の移動場所を指定できない場合は、乙は、甲の承諾を得て、乙の判断で災害廃棄物を他の場所へ移動することができるものとする。

#### （業務の報告）

第7条 乙は、第4条の規定に基づき業務を実施し、完了した場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、状況により文書での報告ができない場合は、電話等により報告し、後日文書を提出するものとする。

2 前項の場合において、業務従事者は、業務に関する記録を整理し、速やかに甲に提出するものとする。

#### （費用の負担）

第8条 業務に要する費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用の積算については、災害発生時における千葉県積算基準等を準用するものとする。

3 第1項に規定する費用の支払いについては、別途甲と乙又は業務従事者との間で締結した契約により、千葉県予算会計規則に基づき支払うものとする。

#### （事故報告）

第9条 乙は、この協定に基づいて業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合は速やかに甲に対し文書により報告するものとする。

#### （損害の負担）

第10条 第4条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議し

て定めるものとする。

(被害が生じたときの措置)

第11条 第4条の規定による業務により第三者に被害が生じたときは、甲、乙協議してその処理解決に当たるものとする。

(補償)

第12条 第9条の規定により報告がなされた場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による。

(平時における消防活動への協力)

第13条 乙は、甲が行う平時の消防活動について、次のとおり協力するものとする。

- (1) 乙は、解体物件で消防訓練に活用できると認めるものについて、その情報を甲に提供するものとする。
- (2) 乙は、甲から消防訓練等への参加又は支援について要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。
- (3) 乙は、甲から消防隊員の研修等に関し、指導者の派遣や資料の提供等の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。
- (4) その他必要な事項について、乙が対応できる範囲で協力するものとする。

(有効期限)

第14条 この協定の有効期間は、平成25年4月1日から1年とする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。

3 甲、乙いずれかが、本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする期日の1ヶ月前までに申し出なければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議)

第16条 甲及び乙は、誠実にこの協定書を履行し、この協定に定めのない事

項またはこの協定に疑義を生じた事項のあるときは、その都度協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年3月27日

木更津東 IC～松尾横芝 IC  
首都圏中央連絡自動車道消防相互応援協定書  
(暫定)

木更津東 IC～松尾横芝 IC  
首都圏中央連絡自動車道消防相互応援協定書

(暫定)

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定により、千葉市、佐倉市八街市酒々井町消防組合、木更津市、市原市、長生郡市広域市町村圏組合、山武郡市広域行政組合(以下「協定市町村等」という。)の長は、協定市町村等の行政区域のうち首都圏中央連絡自動車道(以下「圏央道」という。)及びその施設(以下「協定区域」という。)における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、協定区域において火災、救急事故及びその他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合において、協定市町村等の相互間及び東日本高速道路株式会社の消防力を活用して災害による被害を軽減することを目的とする。

(応援)

第2条 協定市町村等は、前条の目的を達成するため、協定区域において災害が発生した場合においては、別表に掲げる応援出場区域表に基づき応援のため消防隊、救急隊その他の人員資機材(以下「消防隊等」という。)を出場させるものとする。

(特別応援)

第3条 協定区域に災害が発生し、前条の規定により当該災害の応援のため出場する市町村等(以下「出場市町村等」という。)の消防長が出場市町村等以外の協定市町村等の応援を必要と認めるときは、当該出場市町村等の消防長の通報により災害発生地を管轄する協定市町村等(以下「受援市町村等」という。)の消防長は、次に掲げる事項をできる限り明らかにして協定市町村等の消防長に、特別応援の要請をすることができるものとする。

ただし、緊急やむを得ないときは、出場市町村等の消防長が特別応援の要請をすることができるものとする。

なお、この場合は、速やかに受援市町村等の消防長に通報しなければならないものとする。

(1)災害発生場所及び災害の概要

(2)応援を要する消防隊等の種類及び数

(3)その他活動内容等必要な事項

(出場).

第4条 前条の規定により特別応援の要請を受けた協定市町村等（以下「特別応援市町村等」という。）は、業務に重大な支障のない限度において消防隊等を出場させるものとする。この場合において、業務に重大な支障があり消防隊等を出場させることができない当該特別応援市町村等の消防長は、速やかにその旨を特別応援の要請者に通報するものとする。

(指揮).

第5条 前条の規定により特別応援のために出場した消防隊等の指揮は、受援市町村等の消防隊等が出場した場合は当該受援市町村等の現場指揮者が、また受援市町村等の消防隊等が出場しないときは、第2条の規定により出場した消防隊等の現場指揮者が指揮するものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条の規定による応援及び第4条の規定による特別応援に要する費用の負担は、法令その他の定めのあるものを除き、次のとおりとする。

(1) 応援のため要した通常経費は、応援を行った協定市町村等の負担とする。

ただし、機器資材等で要請により調達し、もしくは立て替えたものについては、現物またはその経費を受援市町村等が負担するものとする。

(2) 応援のため出場した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材等の補給もしくは給食等を必要とする場合は、受援市町村等において現物により、または経費を負担してこれを行うものとする。

(3) 応援のため出場した消防隊等が、応援業務により負傷し、もしくは疾病にかかり、または死亡した場合における災害補償は応援を行った協定市町村等が負担するものとする。

ただし、災害地において行った救急治療の経費は受援市町村等が負担するものとする。

(4) 特別応援のため出場した消防隊等が、受援市町村等の指揮下において応援業務を遂行中第三者に損害を与えた場合、其の賠償については受援市町村等がその都度関係協定市町村等と協議の上決定するものとする。

ただし、災害地への出場もしくは帰路上において発生したものについては、応援等のため出場した協定市町村等が負うものとする。

(情報交換等)

第7条 協定市町村等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種情報及び資材等の状況を相互に通報するものとする。

(協議)

第 8 条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、協定市町村等の長がその都度協議の上決定するものとする。

(協定の効力)

第 9 条 この協定は、平成 25 年月 27 日から効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 6 通を作成し、各々記名押印の上各 1 通を保管する。

平成 25 年月 4 月 27 日

圏央道, 応援出場区域表

出場市町村等	出場区域	
	外回り(木更津・袖ヶ浦方面)	内回り(東金・松尾方面)
木更津市消防本部	木更津東 IC～ 木更津 JCT の区間	木更津 JCT～木更津東 IC の区間(袖ヶ浦消防本部) ※現在、木更津・袖ヶ浦で協定されている首都圏中央 道自動車消防相互応援協定により、袖ヶ浦市が出場す る。
		木更津東 IC～ 市原鶴刻 IC の区間
市原市消防局	市原鶴舞 IC～ 木更津東 IC の区間	市原鶴舞 IC～ 茂原長南 IC の区間
長生郡市広域市 町村圏組合消防本	茂原北 IC～ 市原鶴舞 IC の区間	茂原長南 IC～ 東金 IC・JCT の区間 (一 部千葉市含む)
千葉市消防局	圏央道通過のため、山武郡市広域行政 組合消防本部が出場する。	圏央道通過のため、長生郡市広域市町村 圏組合消防本部が出場する。
山武郡市広域行政 組合消防本部	松尾横 IC～茂原北 IC の区間 (一部千葉市・八街市含む)	東金 IC・JCT ～松尾横芝 IC の区間部 (一部 八街市含む)
佐倉市八街市酒々 井町消防組	圏央道通過のため、山武郡市広域行政 組合消防本部が出場する。	圏央道通過のため、山武郡市広域行政組 合消防本部が出場する。

## 社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定

### (趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等の災害に被災した都市カやかに給水能力を回復できるように、社団法人日本水道協会(以下「日本水道協会」という。)の千葉県支部に属する会員(以下「県支部会員」という。)間における相互応援活動及び関東地方支部に属する都県支部(以下「都県支部」という。)間における相互応援活動並びに日本水道協会の他の地方支部(以下「他の地方支部」という。)と関東地方支部との間における相互応援活動に係る千葉県支部の体制に関し必要な事項を定める。

### (要請の種類)

第2条 千葉県支部内において災害がした場合、当該災害に被災した県支部会員は、次の要請をすることができる。

- (1)他の県支部会員に対する応援要請
- (2)都県支部長に対する応援要請
- (3)他の地方支部長に対する応援要請

### (要請方法)

第3条 前条の要請は、千葉県支部長(以下「県支部長」という。)に対して行うものとする。

2 前項の要請は、次の事項をできる限り明らかにし、口頭、舌、電信又は無線等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、後日速やかに文書を県支部長に提出する。

- (1)災害の状況
- (2)必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3)必要とする職員の職種別人員
- (4)応援の場所及び応援場所への経路
- (5)応援の期間
- (6)前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の要請を受けた県支部長は、県支部会員に対して応援を要請する。この場合において、前項の規定は、県支部長の要請についてこれを準用する。

4 県支部長は、第1項の要請を受けた際、被災状況又は地理的条件等から必要と認めるときは、関東地方支部長又は他の地方支部長へ応援を要請するものとする。

5 県支部長は被災状況等から必要があると認めるときは、第1項の要請を待たずに、県支部会員に対し応援体制を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。

(代理)

第4条 県支部長である事業体が被災し、適切な連絡調整が行えない場合は、別表に掲げる順位により、県支卒事都市がこの協定における県支の事務を代理するものとする。

2 県支事都市は、県支事都市である事業体が被災した場合において、この協定における県支部長の事務を代理させるため、当該代理する事業体をあらかじめ決めておくものとする。

(応援体制)

第5条 県支部会員は県支部長から第3条に定める応援の要請を受けたときは、応援を要請した事業体の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力するものとする。

(応援内容)

第6条 応援活動は、概ね次のとおりとする。

(1) 応水活動

(2) 応急復旧活動

(3) 応急復旧資機材の提供

(4) 工事業者のあつせん

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった噸

(応援職員の派遣)

第7条 応援の要請を受けた県支部会員は、直ちに応制を整え、応援を要請した事業体に協力するものとする。

2 応援活動のために派遣する職員(以下「応援職員」という。)を派遣するとき、は、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料及び日用品並びに野外における宿営のためのテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等をキ歸させるものとする。

3 応援職員は、応援を受ける事業体の指示に従ってイ棋に従事する。

4 応援職員は、所属する事業体名を表示した腕章等を着

(応援職員の受入)

第 8 条 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、応援を要請した県支部会員は、応援職員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定する。

(費用負担)

第 9 条 この協定に基づく応援に要する費用の負担については、原則として、応援を受けた事業体が負担する。ただし、特段の事情がある場合については、応援活動に協力した事業体と応援を受けた事業体が協議して定めることができる。

2 応援を受けた事業体が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援活動に協力した事業体力時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部課)

第 10 条 県支部長及び県支部会員は、この協定の実施に必要な情報の相互交換を

担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が

発生したとき又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に

交換するものとする。

(連絡協議会の言)

第 11 条 相互応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、県支及び県支部幹事都市は、前条の連絡担当者及び連絡担当責任者補助者からなる協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

(関東地方支部及び他の地方支部への応援)

第 12 条 県支部長が都県支部長間との相互応援活動に関する協定を締結した場合又は関東地方支部長が他の地方支部長間との相互応援活動に関する協定を締結した場合、当該協定に基づき都県支部長又は他の地方支部長から関東地方支部長を通じて県支部長に応援活動の要請があった場合は、この協定に基づく応援活動の例により全面的に協力するものとする。

(その他)

第 13 条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要なについては、県支部長及び県支部幹事都市が協議してこれを定める。

(適用)

第14条 この協定は、平成10年5月18日から適用する。

この協定の竝を証するため、県支部会員を「甲」とし、県支を「乙」として本書56通を作成し、県支部長及び各県支部会員記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年5月18日

(別表)

	地区別幹事名
第1順位	千葉地区
第2順位	東葛飾地区
第3順位	印旛地区
第4順位	君津地区
第5順位	長生地区
第6順位	山武地区
第7順位	香取地区
第8順位	夷隅地区
第9順位	海匝地区
第10順位	安房地区

## 災害時における水道施設の復旧に関する協定

千葉市(以下「甲」という。 )と、千葉市上下水道指定工事店協同組合(以下「乙」という。 )は、千葉市水道局の管理する導水管、送水管、配水管、給水管(以下「水道施設」という。 )における災害時の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害時の水道施設の復旧工事(以下「工事」という。 )を迅速かつ的確に実施するための、基本事項を定めることを目的とする。 .

### (協力の範囲)

第2条 工事の範囲は、水道施設の応急措置、修繕及び復旧資機材の手配とする。

### (活動計画の作成)

第3条 乙は、毎年度当・ 初に「千葉市水道局指定給水装置工事事業者名簿」の中から、工事を施工できる者(以下「施工業者」という。 )をもって活動計画を作成し、甲に提出するものとする。

### (協力の要請)

第4条 甲は、水道施設の被害を把握し、工事を施工する必要があるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

### (要請の方法)

第5条 甲が、乙に協力を要請するときは、協力要請書(第1号様式)により行うものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、電話等の連絡手段により協力要請することができる。ただし、この場合にあつては、協力要請後、遅滞なく協力要請書を送付するものとする。

### (施工業者の選定通知)

第6条 乙は、前条による要請を受けたときは、直ちに、施工業者選定通知書(第2号様式)により、最も適する施工業者を選定し甲に通知するものとする。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、電話等の連絡手段により通知することができる。ただし、この場合にあつては、通知後、遅滞なく施工業者選定通知書を送付するものとする。

### (工事の指示等)

第7条 甲は、前条による通知があつた場合は乙に対し工事指示書(第3号様式)により工事を指示するものとする。

2 甲から指示を受けた乙は、請書(第4号様式)を速やかに提出するものとする。

(工事の施工)

第8条 工事の施工にあたっては、甲の「水道工事標準仕様書」、及び「給水装置工事施行指針」等に基づくものとする。

(工事費の支払い等)

第9条 甲は、「設計歩掛」及び「設計単価」等に基づき、工事に要した費用を算定する。

2 甲は、工事に要した費用の支払いについては、「千葉県水道局契約規程(昭和50年1月1日水道局規程第15号)」に基づく手続きにより行うものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日迄とする。

ただし、期間満了の日の30日前までに、甲乙共に異議が無いときは、期間満了の日から起算して1年間更新されたものとし、以降も同様とする。

(実施細目)

第11条 実施細目については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(疑義)

第12条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年2月28日

平成 年 月 日

千葉市上下水道指定工事店協同組合

理事長 様

千葉市長

協力要請書

災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定第5条の規定により、下記場所の復旧工事の協力要請を行います。

併せて、施工業者の選定を要請します。

記

工事場所	
工事概要	
備考	

平成 年 月 日

千葉市長

様

千葉市上下水道指定工事店協同組合

理事長

施工業者選定通知書

平成 年 月 日付けで協力要請のありました復旧工事については承諾しました。つきましては、災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定第6条の規定により、下記施工業者を選定したので通知します。

記

会社名

---

代表者名

---

所在地

---

連絡先

---

平成 年 月 日

千葉市上下水道指定工事店協同組合

理事長

千葉市長

工事指示書

災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定第7条1項の規定により、下記場所の復旧工事を指示する。

記

工事場所	
工事概要	
備考	

平成 年 月 日

千葉市長  
様

千葉市上下水道指定工事店協同組合

理事長 様

請 書

災害時等における水道復旧活動に関する協定第7条1項の規定により、平成  
年 月 日 付けで指示のありました下記復旧活動については、同条  
2項の規定により請書を提出します。

記

活 動 項 目	活 動 内 容

「災害時における水道施設の復旧に関する協定」の一部を変更する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と協同組合千葉市管工事業協会（以下「乙」という。）とは、甲と乙とが平成18年2月28日締結した「災害時における水道施設の復旧に関する協定」の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

（乙名称の変更）

1. 現協定書中「千葉市上下水道指定工事店協同組合」を「協同組合千葉市管工事業協会」に改める。

上記協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する

令和元年11月 1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長 熊谷俊人

乙 千葉市中央区中央港二丁目5番14号  
協同組合千葉市管工事業協会  
代表理事 伊原 寛

第1号様式（第5条）

令和 年 月 日

協同組合千葉市管工事業協会  
代表理事 様

千葉市長

協 力 要 請 書

災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定第5条の規定により、下記場所の復旧工事の協力要請を行います。

併せて、施工業者の選定を要請します。

記

工 事 場 所	
工 事 概 要	
備 考	

第2号様式（第6条）

令和 年 月 日

千葉市長

様

協同組合千葉市管工事業協会  
代表理事 様

施 工 業 者 選 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで協力要請のありました復旧工事については承諾しました。つきましては、災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定第6条の規定により、下記施工業者を選定したので通知します。

記

会 社 名

\_\_\_\_\_

代表者名

\_\_\_\_\_

所 在 地

\_\_\_\_\_

連 絡 先

\_\_\_\_\_

第3号様式（第7条1項）

令和 年 月 日

協同組合千葉市管工事業協会  
代表理事 様

千葉市長

工 事 指 示 書

災害時等における水道施設の復旧工事に関する協定第7条1項の規定により、下記場所の復旧工事を指示する。

記

工 事 場 所	
工 事 概 要	
備 考	

第4号様式（第7条2項）

平成 年 月 日

千葉市長

様

協同組合千葉市管工事業協会  
代表理事 様

請 書

災害時等における水道復旧活動に関する協定第7条1項の規定により、令和 年  
月 日付けで指示のありました下記復旧活動については、同条2項の規定により請書  
を提出します。

記

活 動 項 目	活 動 内 容

## 千葉県水道災害相互応援協定

平成 7 年 11 月 2 日締結

平成 23 年 3 月 31 日変更

平成 24 年 3 月 30 日変更

平成 26 年 9 月 30 日変更

平成 30 年 11 月 30 日変更

### (趣 旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水その他の水道災害（以下「水道災害」という。）が発生した場合及び水道災害のおそれがある場合において、千葉県内の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに芝山町（以下「事業者等」という。）が、千葉県（以下「県」という。）の調整の下に行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

### (連絡体制)

第2条 水道災害が発生した場合及び水道災害のおそれがある場合の連絡体制は、「千葉県内水道災害時対処要領（以下「対処要領」という。）」の水道災害時の通報連絡体制（以下「連絡体制」という。）による。

### (応 援)

第3条 被災事業者等が、他の事業者等の応援を求めようとするときは、法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として連絡体制を通じて県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は被災事業者等からの要請に基づいて応援の調整を行うとともに、他の事業者等に応援要請を行うこととし、応援要請を受けた事業者等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

### (要請方法)

第4条 被災事業者等が、県に応援を要請しようとするときは、対処要領に定める様式により防災ファクス等を用いて要請を行うものとする。また、被災事業者等の判断により県を通さず応援要請を行った場合は事後報告を行うものとする。

### (応援の内容)

第5条 事業者等が行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資器材の供出
- (4) 水質検査
- (5) 県、被災事業者等、応援事業者等の間で協議により定める応援活動

2 前項第1号及び第2号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は被災事業体等、応援事業体等及び県の協議による。

(緊急連絡管の活用)

第6条 応援給水にあたっては、緊急連絡管の有効活用を図るものとする。

なお、当該費用の負担については、当該事業体等の中で協議により定めるものとする。

(応援物資等の調査)

第7条 事業体等は、応援活動を円滑にするため、保有する物資車両等を調査し、その結果を対処要領に定める様式により、毎年4月末日までに県に提出するものとする。

2 県は、前項の応援物資等調査表を取りまとめ整理の上、事業体等に送付するものとする。

(応援態勢)

第8条 応援事業体等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、災害の状況に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援事業体等の名を表示する標識を着用するものとする。

(受援態勢)

第9条 受援事業体等は、災害の状況に応じ、応援職員の宿舍のあつせん、その他必要な便宜を供与するものとする。

2 受援事業体等は、資器材等の受援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する経費は、次のとおりとする。

(1) 経費の負担区分は、別表のとおりとする。

(2) 諸手当及び旅費については、応援事業体等の諸規定に基づき算定するものとする。

(3) 工事請負費は、応援事業体等の算定基準等により算定するものとする。

なお、工事請負費の算定にあたっては、応援事業体等が、地理的要件、気候的要件に加え、作業の困難度及び効率性に影響を与える諸要件（工事の規模、所要日数等）等を十分考慮しながら、実情に応じて適正に行うものとする。

(4) 前2号以外の経費の算定については、実費によるものとする。

(5) 応援事業体等が、法令等の規定に基づき、国や地方公共団体等から応援に要した経費の補填を受けた場合には、応援経費総額から補填額を差し引いた残りの額を受援事業体等の負担とする。

2 前項各号の定めにより難しいときは、関係事業体等が協議して定めるものとする。

(協 議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

別表 (第10条第1項)

	受援事業体等が負担する経費	応援事業体等が負担する経費
人件費等	時間外勤務手当 特殊勤務手当 休日勤務手当 管理職員特別勤務手当 旅費 (日当含む)	給料 地域手当等基本的な手当
管材料費	継ぎ手 直管等	
工事請負費	工事請負費 (材料費、労務費、 機械器具損料、諸経費等)	
車両、機材等の 費用	燃料費 (ガソリン、軽油) 修理費 賃借料 輸送料	損料
滞在費用	食料費 (弁当) 宿泊費 (仮設ハウス設置費用、 ホテル等宿泊費)	携行する食料費 携行する寝袋、テント等 被服 (防寒服・割当のない職員 分・クリーニング代) 生活用品、その他福利厚生費
その他事務費等	写真代「工事確認用」 作業用消耗品 通信費 トランシーバー、消火器、地図 コピー代	写真代「記録・広報用」 その他事務用品
補償関係費用	応援職員の傷病に対する応急的 な治療費 第三者に対する損害賠償金の 負担「応援作業中」	応援職員の災害補償費「出張中の 公務災害」 第三者に対する損害賠償金の 負担「受援事業体等への往復途 上」

この協定の締結を証するため、本書49通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月30日

甲

千葉県水道事業管理者  
千葉県水道局長

岡 本 和 貴

千 葉 市 長

熊 谷 俊 人

市原市水道事業管理者

石 井 賢 二

松戸市水道事業管理者

戸 張 武 彦

野田市水道事業管理者

斉 藤 弘 美

習志野市企業管理者

若 林 一 敏

柏市水道事業管理者

吉 川 正 昭

流山市上下水道事業管理者

志 村 誠 彦

八千代市事業管理者

高 橋 次 男

我孫子市水道事業管理者  
水道局長

長 塚 九 二 夫

木 更 津 市 長

渡 辺 芳 邦

君 津 市 長

石 井 宏 子

富 津 市 長

高 橋 恭 市

袖 ヶ 浦 市 長

出 口 清

成 田 市 長

小 泉 一 成

佐倉市上下水道事業管理者

椎 名 哲

四 街 道 市 長

佐 渡 齊

八 街 市 長

北 村 新 司

酒 々 井 町 長

小 坂 泰 久

富 里 市 長

相 川 堅 治

印 西 市 長

板 倉 正 直

白 井 市 長

伊 澤 史 夫

長門川水道企業団企業長

岡 田 正 市

香 取 市 長

宇 井 成 一

神 崎 町 長

石 橋 輝 一

多 古 町 長

所 一 重

銚子市長

越川信一

旭市長

明智忠直

東庄町長

岩田利雄

八匝水道企業団企業長

太田安規

山武郡市広域水道企業団企業長

金坂昌典

長生郡市広域市町村圏組合管理者

田中豊彦

山武市長

松下浩明

勝 浦 市 長

猿 田 寿 男

鴨 川 市 長

亀 田 郁 夫

大 多 喜 町 長

飯 島 勝 美

い す み 市 長

太 田 洋

御 宿 町 長

石 田 義 廣

南 房 総 市 長

石 井 裕

鋸 南 町 長

白 石 治 和

三芳水道企業団企業長 金丸謙一

九十九里地域水道企業団企業長 田中豊彦

北千葉広域水道企業団企業長 飛山利夫

東総広域水道企業団企業長 越川信一

君津広域水道企業団企業長 渡辺芳邦

印旛郡市広域市町村圏事務組合  
管理者 巖和雄

南房総広域水道企業団企業長 太田洋

芝 山 町 長

相 川 勝 重

乙

千 葉 県 知 事

鈴 木 栄 治

## 災害時における専用水道の使用に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社幕張テクノガーデン（以下「乙」という。）は、地震、風水害等による大規模災害時における専用水道の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、甲が被災した市民の援助その他応急措置として緊急に飲用水・生活用水が必要になった場合に、乙が保有する専用水道の地下水（以下「地下水」という。）を甲に供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （専用水道施設の所在地）

第2条 この協定における地下水を供給する施設は、別表1に定めるとおりとする。

### （協力の内容）

第3条 乙は、甲の協力要請に基づき、地下水の使用が可能で業務等に支障のない範囲において地下水の供給について協力するものとする。

2 乙は、甲から乙の施設において市民等への地下水の供給について要請があった場合、給水する日時、場所及び人員等の条件を甲と協議の上決定し、その条件の範囲において、市民等へ地下水を供給するものとする。

3 乙は、甲から甲が指定する給水車等への地下水の供給について要請があった場合、給水する日時、場所及び人員等の条件を甲と協議の上決定し、その条件の範囲において、給水車等へ地下水を供給するものとする。

4 地下水の市民等の第三者への供給はすべて甲の責任で行い、地下水の供給に関して事故等が生じた場合であっても、乙が通常の管理（自己のものと同様の管理）をしている限り、乙は責任を負わないものとする。

### （協力要請）

第4条 甲の乙に対する協力要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請を行い、その後、速やかに文書を提出するものとする。

### （供給期間）

第5条 地下水の供給期間は、甲の要請する日から、公的水道の復旧等により、甲が給水の必要がないと判断するまでの間を原則とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用負担)

第6条 地下水の供給に要する費用は甲が負担するものとし、その金額については、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された場合については、その定めに従うものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は地下水の供給を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を別途定めるものとし、連絡先及び連絡責任者の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月16日

別表1（第2条関係）

施設（井戸）の所在地	千葉市美浜区中瀬1丁目3番地
施設の深度	掘削震度120m,井戸ポンプ位置16m
汲み上げ方法	口径25A・出力3.7kwの水中ポンプ×2台

## 災害時における専用水道の使用に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）は、地震、風水害等による大規模災害時における専用水道の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、甲が被災した市民の援助その他応急措置として緊急に飲用水・生活用水が必要になった場合に、乙が保有する専用水道の地下水（以下「地下水」という。）を甲に供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （専用水道施設の所在地）

第2条 この協定における地下水を供給する施設は、別表1に定めるとおりとする。

### （協力の内容）

第3条 乙は、甲の協力要請に基づき、地下水の使用が可能で業務等に支障のない範囲において地下水の供給について協力するものとする。

2 乙は、甲から乙の施設において市民等への地下水の供給について要請があった場合、給水する日時、場所等の条件を甲と協議の上決定し、その条件の範囲において、市民等へ地下水を供給するものとする。

3 乙は、甲から甲が指定する給水車等への地下水の供給について要請があった場合、給水する日時、場所等の条件を甲と協議の上決定し、その条件の範囲において、給水車等へ地下水を供給するものとする。

4 地下水の市民等の第三者への供給はすべて甲の責任で行い、地下水の供給に関して事故等が生じた場合であっても、乙が善良な管理をしている限り、乙は責任を負わないものとする。

### （協力要請）

第4条 甲の乙に対する協力要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請を行い、その後、速やかに文書を提出するものとする。

### （供給期間）

第5条 地下水の供給期間は、甲の要請する日から、公的水道の復旧等により、甲が給水の必要がないと判断するまでの間を原則とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用負担)

第6条 地下水の供給に要する費用は甲が負担するものとし、その金額については、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された場合については、その定めに従うものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は地下水の供給を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を別途定めるものとし、連絡先及び連絡責任者の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月16日

別表1（第2条関係）

施設（井戸）の所在地	千葉市花見川区幕張町4丁目417番地25 イトーヨーカドー幕張店
施設（井戸）の深度	100m
汲み上げ方法	口径25A・出力3.7kwの水中ポンプ

施設（井戸）の所在地	千葉市中央区川崎町52番地7 イトーヨーカドー蘇我店・アリオ蘇我店
施設（井戸）の深度	1本目 103m 2本目 104m
汲み上げ方法	1本目 口径25A・出力3.7kwの水中ポンプ 2本目 口径25A・出力1.5kwの水中ポンプ

## 災害時における物資の自動車輸送に関する協定

千葉市(以下「甲」という。)と社団法人千葉県トラック協会(以下「乙」という。)とは、災害時における物資の迅速かつ円滑な自動車輸送に関し、次のとおり協定する。

### (目的)

第1条 この協定は、千葉市の区域に係る災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合又は他の市町村の区域に係る災害が発生し、応援を行う場合(以下「災害時」という)において、甲及び乙が緊密な協力のもとに食料、生活必需品、医薬品、防資機材等の物資(以下「物資」という。)の緊急輸送体制を確保することにより、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

### (協力要請)

第2条 甲は、災害時において物資を輸送するため乙の協力を必要とするときは、乙に対し物資の輸送を要請することができる。こゝの場合において、乙は正当な理由がない限り、要請を拒んではならない。

2 前項の規定による輸送に従事する者は、甲の指揮の下に輸送業務を行うものとする。

### (災害時の情報提供)

第3条 甲及び乙は、物資の輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

### (職員の同乗)

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙の輸送車両に甲の職員を同乗させることができるものとし、乙は、必要があると認めるときは、甲に対し、乙の輸送車両に甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

### (報告)

第5条 乙は、物資の輸送業務を終了したときは、速やかに甲に報告するものとする。

### (費用の負担)

第6条 物資の輸送のために要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の範囲及び算定は、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、費用の算定については、災害発生時の直前における通常の価格を基準に行うものとする。

(連絡調整)

第7条 甲及び乙は、災害時における物資の円滑な輸送を行うため、次に掲げる事項について連絡調整を行うものとする。

- (1) 物資の集積場所、輸送拠点輸送すべき場所等輸送場所に関する事項
- (2) 物資の輸送に従事できる人員及び使用できる車両に関する事項

(訓練)

第8条 甲は乙と協議の上災害時における物資の輸送に関する計画を策定し、その実施を円滑に進めるため、乙はその業務に支障のない限り、甲の主催する防災訓練に参加するものとする。

(応援体制等の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な物資の輸送が行われるように、関係団体との緊密な連絡により、広域の応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(補則)

第11条 この協定に定めるもののほか、実施に必要な事項は、甲及び乙は協議のうえ実施細目により定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成10年6月30日

## 災害時における物資の自動車輸送に関する協定

千葉市(以下「甲」という。)と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合千葉県支部(以下「乙」という。)とは、災害時における物資の迅速かつ円滑な自動車輸送に関し、次のとおり協定する。

### (目的)

第1条 この協定は、千葉市の区域に係る災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合又は他の市町村の区域に係る災害が発生し、応援を行う場合(以下「災害時」という)において、甲及び乙が緊密な協力のもとに食料、生活必需品、医薬品、防資機材等〇物資(以下「物資」という。)の緊急輸送体制を確保することにより、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

### (協力要請)

第2条 甲は、災害時において物資を輸送するため乙の協力を必要とするときは、乙に対し物資の輸送を要請することができる。この場合において、乙は正当な理由がない限り、要請を拒んではならない。

2 前項の規定による輸送に従事する者は、甲の指揮の下に輸送業務を行うものとする。

### (災害時の情報提供)

第3条 甲及び乙は、物資の輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

### (職員の同乗)

第4条 甲は、必要があると認めたときは、乙の輸送車両に甲の職員を同乗させることができるものとし、乙は、必要があると認めたときは、甲に対し、乙の輸送車両に甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

### (報告)

第5条 乙は、物資の輸送業務を終了したときは、速やかに甲に報告するものとする。

### (費用の負担)

第6条 物資の輸送のために要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の範囲及び算定は、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、費用の算定については、災害発生時の直前における通常の価格を基準に行うものとする。

(連絡調整)

第7条 甲及び乙は、災害時における物資の円滑な輸送を行うため、次に掲げる事項について連絡調整を行うものとする。

- (1) 物資の集積場所、輸送拠点、輸送すべき場所等輸送場所に関する事項
- (2) 物資の輸送に従事できる人員及び使用できる車両に関する事項

(訓練)

第8条 甲は乙と協議の上災害時における物資の輸送に関する計画を策定し、その実施を円滑に進めるため、乙はその業務に支障のない限り、甲の主催する防災訓練に参加するものとする。

(応援体制等の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な物資の輸送が行われるように、関係団体との緊密な連絡により、広域の応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(補則)

第11条 この協定に定めるもののほか、実施に必要な事項は、甲及び乙は協議のうえ実施細目により定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成10年6月30日

## 災害時における物資の保管等にかかる協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉県倉庫協会（以下「乙」という。）は、災害時における物資の保管等にかかる協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、千葉市域に地震、風水害、その他の災害が発生した場合において、甲が、物資の保管等にかかる協力を、乙から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 甲が、乙に協力を要請する物資の保管等の内容は、次のとおりとする。

#### （1）物資集積場所の提供

市施設に開設する物資集積場所のスペースが不足したとき、救援物資及び調達物資等の一時的な集積場所として、乙の倉庫を提供する。

#### （2）物流専門家等の派遣

物資集積場所を開設した市施設及び乙の会員の倉庫において、物資の荷捌き及び保管等を円滑に実施するため、物流専門家及び作業員を派遣する。

#### （3）荷役資機材の提供

物資集積場所において、物資の荷捌きを円滑に実施するため、フォークリフト等の資機材を提供する。

### （協力の要請）

第3条 甲は、物資の保管等について、乙の支援が必要と認めるときは、乙に対し、文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲の要請があった場合、可能な範囲で協力するものとする。

### （協力体制の整備）

第4条 乙は、甲からの協力要請を受けた場合において、速やかに協力できるよう、会員との連絡体制等を整備するものとする。

### （報告）

第5条 乙は、甲からの要請に基づき、物資の保管等を実施したときは、甲に対して、文書により実施内容を報告するものとする。

(費用負担)

第6条 協力要請に基づき、乙が実施した物資の保管等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資集積場所の提供に係る費用は、災害発生直近における標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 物流専門家等の派遣及び荷役資機材の提供に要した費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

4 甲が費用を負担するときは、乙は前月分の実績を取りまとめ、甲の検査を受けた後、保管料等を一括して請求するものとする。

5 甲は、前項の請求があったときは、乙に対し保管料等を支払わなければならない。

(第三者の損害が生じたときの措置)

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決に当たるものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請に基づく協力業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったとき災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は、千葉県消防団等公務災害補償条例（昭和41年千葉県条例第26号）の規定により対処する。

(協定の改定)

第9条 この協定は、甲又は乙のいずれかの申し出があったときは、協議して協定の解除又は協定の一部を改定することができる。

(実施細目)

第10条 指示命令系統の統一方法、物流専門家の職務内容、協力体制等、この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議の上別に定める。

(準用)

第11条 この協定に定めのない事項については、「標準倉庫寄託約款（乙）」を準用するものとし、甲乙協議の上、対応するものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。  
2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定はさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年3月1日

## 災害時の物流に係る協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と日本通運株式会社千葉支店（以下「乙」という。）は、災害時の物流に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、千葉市域に地震、風水害、その他の災害が発生した場合において、甲が、物流に係る協力を、乙から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 甲が、乙に協力を要請する物流に係る協力の内容は、次のとおりとする。

#### （1）人員の派遣

物資の荷捌き及び保管等を円滑に実施するため、物資集積場所を開設した市施設及び災害対策本部に、必要に応じて人員を派遣する。

#### （2）荷役資機材の提供

物資集積場所において、物資の荷捌きを円滑に実施するため、フォークリフト等の資機材を提供する。

#### （3）物資集積場所の提供

市施設に開設する物資集積場所のスペースに不足が生じたときなど、救援物資等の一時的な集積場所として、乙の物流ターミナル施設（習志野市茜浜）を提供する。

ただし、該当ターミナルが使用不能となった場合は、可能な限り、代替施設を確保できるよう努力する。

#### （4）救援物資等の輸送（物資の積み下ろしを含む。）

ア 甲の備蓄倉庫から、備蓄物資を避難所等に輸送する。

イ 甲の設置する物資集積場所から、救援物資を避難所等に輸送する。

### （協力の要請）

第3条 甲は、物流に係る協力について、乙の支援が必要と認めたときは、乙に対し、文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲の要請があった場合、可能な範囲で協力するものとする。

### （報告）

第4条 乙は、甲からの要請に基づき、物流に係る協力を実施したときは、甲に対して、文書により実施内容を報告するものとする。

### （費用負担）

第5条 協力要請に基づき、乙が実施した物流に係る協力等に要した費用は、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

2 甲が費用を負担するときは、乙は前月分の実績を取りまとめ、甲の検査を受けた後、一括して請求するものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、乙に対し費用を支払わなければならない。

(第三者の損害が生じたときの措置)

第6条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決に当たるものとする。

(災害補償)

第7条 甲の要請に基づく協力業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったとき災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は、千葉市消防団等公務災害補償条例（昭和41年千葉市条例第26号）の規定により対処する。

(防災訓練等)

第8条 乙は、その業務に支障のない限り、甲の主催する防災訓練及び会議に参加するものとする。

(協定の改定)

第9条 この協定は、甲又は乙のいずれかの申し出があったときは、協議して協定の解除又は協定の一部を改定することができる。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。  
2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定はさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月31日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千 葉 市  
千 葉 市 長 熊 谷 俊 人

乙 千葉市中央区今井1丁目14番22号  
日本通運株式会社 千葉支店  
支 店 長 植 森 彰

## 災害時における物資の輸送に係る協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社千葉主管支店（以下「乙」という。）は、災害時における物資の輸送に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、千葉市域に地震、風水害、その他の災害が発生した場合において、甲が、物資の輸送に係る協力を、乙から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する物資の輸送の内容は、次のとおりとする。

（1） 備蓄物資及び救援物資の輸送（物資の積み下ろしを含む。）

ア 甲の備蓄倉庫から、備蓄物資を避難所等に輸送する。

イ 甲の設置する物資集積場所から、救援物資を避難所等に輸送する。

### （協力の要請）

第3条 甲は、物資の輸送について、乙の支援が必要と認めたときは、乙に対し、文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲の要請があった場合、可能な範囲で協力するものとする。

### （報告）

第4条 乙は、物資の輸送の業務が終了したときは、速やかに甲に報告するものとする。

### （費用負担）

第5条 甲からの要請に基づき、乙が実施した物資の輸送に要した費用負担は、次のとおりとする。

（1） 備蓄物資及び救援物資の輸送に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の範囲及び算定は、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、費用の算定については、災害発生時の直前における通常の価格を基準に行うものとする。

### （防災訓練等）

第6条 乙は、その業務に支障のない限り、甲の主催する防災訓練及び会議に参加するものとする。

### （第三者の損害が生じたときの措置）

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決に当たるものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請に基づく協力業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったとき災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は、千葉市消防団等公務災害補償条例（昭和41年千葉市条例第26号）の規定により対処する。

(協定の改定)

第9条 この協定は、甲又は乙のいずれかの申し出があったときは、協議して協定の解除又は協定の一部を改定することができる。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。  
2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定はさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年4月3日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千 葉 市  
千 葉 市 長 熊 谷 俊 人

乙 千葉市花見川区犢橋町1676-1  
ヤマト運輸株式会社千葉主管支店  
支 店 長 中 村 良 一

## 大規模災害時における物流に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と一般社団法人AZ - COM丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）は、大規模災害時における物資及び荷役資機材の輸送、荷役作業並びに物流施設提供等の物流に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、千葉市域に地震、風水害、その他の災害が発生した場合において、甲が、物流に関する協力を、乙から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 甲が、乙に要請する物流に関する協力の内容は、次のとおりとする。

#### 1 物資の輸送（積み下ろしを含む。）

（1）甲の設置する物資集積場所から指定避難所等へ、救援物資を輸送する。

（2）甲の備蓄倉庫から指定避難所等へ、備蓄物資を輸送する。

（3）その他甲が指定する場所間において、物資を輸送する。

#### 2 人員の派遣

物資の保管、輸送、荷役等の協力をするため、甲が指定する場所（物資集積場所、指定避難所等）に人員を派遣する。

#### 3 荷役資機材の提供及び輸送

物資集積場所において、物資の荷役を円滑に実施するため、フォークリフト等の資機材を提供する。

また、甲が別途調達した荷役資機材等について、甲が指定する物資集積場所に輸送する。

#### 4 物流施設の提供

乙は、甲からの要請に基づき、可能な範囲で物流施設を確保し提供する。

### （協力の要請）

第3条 甲は、物流に係る協力について、支援が必要と認めるときは、乙に対し、別に定める「協力要請書」により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときには、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲の要請があった場合、可能な範囲で協力するものとする。

### （報告）

第4条 乙は、甲からの要請に基づき、物流に係る協力を実施したときは、甲に対して、別に定める「協力実施報告書」により実施内容を報告するものとする。

(費用負担)

第5条 協力要請に基づき、乙が実施した物流に係る協力を要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用については、災害発生直前における乙の通常の価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第6条 本協定に基づく協力を要した費用は、乙が請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、乙に対し費用を支払うものとする。

(第三者の損害が生じたときの措置)

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決に当たるものとする。

(災害補償)

第8条 物資の輸送業務中の従事者の責めに帰することができない理由により、当該従事者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は心身に障害がある状態になったときの災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は、千葉県消防団等公務災害補償条例（昭和41年千葉県条例第26号）の規定により対処する。

(防災訓練等)

第9条 乙は、その業務に支障のない限り、甲の主催する防災訓練及び会議等に参加するものとする。

(協定の改定)

第10条 この協定は、甲、乙のいずれかの申し出があったときは、協議して協定の解除又は協定の一部を改定することができる。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲、乙が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定はさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年12月23日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千 葉 市  
千 葉 市 長                      熊 谷 俊 人

乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号  
一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク  
理事長      和佐見 勝

第3条様式

年 月 日

協力要請書

一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク  
理事長 様

千葉市長

「大規模災害時における物流に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり協力要請  
します。

要請日時	年 月 日 時 分
要請内容	
協力要請数 (人的・物的)	
要請期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
特記事項	

【連絡担当者】

所 属：千葉市 課 担 当：  
電話番号：043- - FAX番号：043- -  
メールアドレス： @city.chiba.

第4条様式

年 月 日

協力実施報告書

千葉市長 様

一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク  
理事長

年 月 日付で要請のありました協力事項について、下記のとおり実施しましたので「大規模災害時における物流に関する協定書」第4条に基づき報告します。

協力実施日時	年 月 日 時 分
協力内容	
協力実施数 (人的・物的)	
協力期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
特記事項	

【連絡担当者】

所 属：一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク

担 当：

電話番号：03- - FAX番号：03- -

メールアドレス： @

## 災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム千葉 千葉セントラル局（以下「乙」という。）は、災害発生時における人員及び車両等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、千葉市に「千葉市地域防災計画」が扱う対象とする地震、津波、風水害又は大規模事故災害等が発生した場合において、甲が行う災害対策に対し、乙が提供する協力内容等について明示することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 乙は、次の各号に掲げる事項について、甲に対し協力することができる。

- (1) 乙の社員及び関係者による人的支援
- (2) 乙の保有する車両及び物資等の提供
- (3) その他甲又は乙が必要と認めた事項

### （協力要請の手続き）

第3条 甲は、前条の規定による協力要請又は乙からの協力申し出を受け、前条の規定による協力要請を行う際は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出するものとする。

### （協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、法令その他特別に定めがある場合、その他特別な事情がある場合を除くほか、これに応じ協力するよう努めるものとする。

2 乙は、前項の規定により協力を実施した場合は、原則として、第10条に規定する連絡担当者を通じ、「協力実施報告書」により速やかに甲に報告するものとする。

ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信などにより、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出するものとする。

### （守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行にあたり知り得た相手方の

事業上・技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、甲・乙協議のうえ、災害対応において開示する必要があると認める事項はこの限りではない。

(経費の負担)

第6条 本協定に基づく要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として乙の負担とする。

(服務)

第7条 甲の要請に基づき活動する乙の社員の服務その他の取り扱いは、乙の定めによるものとする。

(災害補償)

第8条 本協定に基づき支援業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(車両保険の取り扱い)

第9条 乙は乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、これらの保険適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。

(連絡担当者)

第10条 甲及び乙は、本協定の実施に必要な甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(平常時の活動)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時も、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。

- (1) 防災に関する計画等必要な情報の交換
- (2) 甲の行う防災訓練等への参加
- (3) 乙が協力可能な人員体制及び車両等の数量に関する甲への情報提供
- (4) その他災害時に協力が必要な事項

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

(前協定の取扱い)

第14条 甲と乙が令和元年5月17日付けで締結した「災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定」は、この協定の締結により、効力を失う。

本協定の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年5月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千 葉 市  
千葉市長 神 谷 俊 一

乙 千葉市中央区問屋町1番35号  
株式会社ジェイコム千葉 千葉セントラル局  
局長 伊 藤 裕 一

## 災害時における物資の輸送に係る協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と福山通運株式会社千葉営業所（以下「乙」という。）は、災害時における物資の輸送に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、千葉市域に地震、風水害、その他の災害が発生した場合において、甲が、物資の輸送等に係る協力を、乙から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する物資の輸送の内容は、次のとおりとする。

- （1）人員の派遣 物資の荷捌き及び保管等を円滑に実施するため、物資集積場所を開設した市施設及び災害対策本部に、必要に応じて人員を派遣する。
- （2）荷役資機材の提供 物資集積場所において、物資の荷捌きを円滑に実施するため、フォークリフト等の資機材を提供する。
- （3）備蓄物資及び救援物資の輸送（物資の積み下ろしを含む。）
  - ア 甲の備蓄倉庫から、備蓄物資を避難所等に輸送する。
  - イ 甲の設置する物資集積場所から、救援物資を避難所等に輸送する。

### （協力の要請）

第3条 甲は、物資の輸送について、乙の支援が必要と認めるときは、乙に対し、文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、甲の要請があった場合、可能な範囲で協力するものとする。

### （報告）

第4条 乙は、甲からの要請に基づき、物流に係る協力を実施したときは、甲に対して、文書により実施内容を報告するものとする。

### （費用負担）

第5条 協力要請に基づき、乙が実施した物流に係る協力等に要した費用は、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。ただし、費用の算定については、災害発生時の直前における通常の価格を基準に行うものとする。

2 甲が費用を負担するときは、乙は前月分の実績を取りまとめ、甲の検査を受けた後、一括して請求するものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、乙に対し費用を支払わなければならない。

### （防災訓練等）

第6条 乙は、その業務に支障のない限り、甲の主催する防災訓練及び会議に参加するものとする。

(第三者の損害が生じたときの措置)

第7条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その処理解決に当たるものとする。

(災害補償)

第8条 甲の要請に基づく協力業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったとき災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）により対処するものとし、その適用がない場合は、千葉市消防団等公務災害補償条例（昭和41年千葉市条例第26号）の規定により対処する。

(協定の改定)

第9条 この協定は、甲又は乙のいずれかの申し出があったときは、協議して協定の解除又は協定の一部を改定することができる。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議の上、対応するものとする。

(千葉県との協議)

第11条 本協定の履行にあたっては、災害救助法第2条の3に基づき、必要に応じ千葉県知事による連絡調整が行われるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。  
2 前項の期間満了の1月前までに、甲又は乙から期間を延長しない旨の申し出がない限り、この協定はさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年1月29日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千 葉 市  
千 葉 市 長 神 谷 俊 一

乙 千葉市美浜区新港220-1  
福山通運株式会社 千葉営業所  
所長 今敷 大

## 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「甲」という。）と 以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

### （支援の内容）

第2条 甲の各都県市は、災害発生時に乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- （1） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。
- （2） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路、近隣の避難場所に関する情報等を提供すること。

### （支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。この場合、支援を実施する店舗は、支援を要請した都県市の区域内にあって、本協定に賛同する店舗とする。なお、甲の各都県市から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の各都県市の要請を待たず支援を実施することができる。

### （災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第4条 本協定に賛同した店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

- 2 乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。なお、ステッカーの更新方法等については、別途協議する。

### （経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(適用)

第8条 この協定は、平成 年 月 日から適用する。

2 この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

締結年月日	締結先一覧
H17. 8. 31	(株) am/pm ジャパン
	(株) サークルKサンクス
	(株) スリーエフ
	(株) セブン-イレブン・ジャパン
	(株) デイリーヤマザキ
	(株) ファミリーマート
	ミニストップ (株)
	(株) 吉野家ディー・アンド・シー
	(株) ローソン
H17. 9. 22	国分グローサースチェーン (株)
	(株) ココストア
	(株) ポプラ
	山田食品産業 (株)
H20. 6. 11	(株) モスフードサービス
H21. 8. 27	(株) 九九プラス
H22. 8. 20	(株) 壺番屋
H25. 3. 11	(株) ダスキン

## 災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の支援を行うため、必要な事項を定める。

### （支援の内容）

第2条 甲の各都県市は、災害発生時に乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

- （1） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水及びトイレを提供すること。
- （2） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た災害に関する情報等を提供すること。
- （3） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、一時的に休憩の場を提供すること。

### （支援の実施）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、帰宅困難者に対し支援を実施する。この場合、支援を実施する店舗は、支援を要請した都県市の区域内にあって、本協定に賛同する店舗とする。なお、甲の各都県市から乙に対し通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の各都県市の要請を待たず支援を実施することができる。

### （災害時帰宅支援ステーション・ステッカーの掲出）

第4条 本協定に賛同した店舗について、「災害時帰宅支援ステーション」と呼称し、甲、乙協力して、防災に対する意識啓発のため広く住民への周知を図る。

- 2 乙は、甲が提供する「災害時帰宅支援ステーション」ステッカーを店舗の入り口等、利用者の見やすい位置に掲出する。なお、ステッカーの更新方法等については、別途協議する。

### （経費の負担）

第5条 第3条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時においても必要に応じて、情報の交換を行う。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

(適用)

第8条 この協定は、平成 年 月 日から適用する。

2 この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

締結年月日	締結先一覧
H19. 2. 8	ロイヤル (株)
	ロイヤルカジュアルダイニング (株)
	(株) ドゥ・レストランツ・ファン
H19. 9. 1	(株) セブン&アイ・フードシステムズ
H20. 11. 21	アールアンドケーフードサービス (株)
H23. 6. 20	ワタミ (株)
	チムニー (株)
H23. 9. 1	(株) 第一興商
	(株) ビーアンドブイ
H24. 8. 31	(株) サガミチェーン
	味の民芸フードサービス (株)
H24. 9. 19	埼玉県カラオケ業防犯協力会
	千葉県カラオケ事業者防犯協会
	東京カラオケボックス事業者防犯協力会
	神奈川県カラオケボックス協会
H24. 12. 1	サトレストランシステムズ (株)
H25. 3. 11	タリーズコーヒージャパン (株)
H25. 10. 8	(株) ストロベリーコーンズ
H25. 12. 26	ロイヤルホールディングス (株)
H26. 11. 6	(株) オートボックスセブン

## 災害時における施設等の提供協力に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所（以下「乙」という。）とは、災害時における施設等の提供協力の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害発生により、交通の途絶のため容易に帰宅することができない者（以下「帰宅困難者」という。）の一時滞在施設として乙の施設を開放し、円滑な支援を行うことを目的とする。

## （開放施設）

第2条 乙は、千葉国道事務所1階の一部（55㎡）を滞在（休憩）場所とし、開放する。

## （支援内容）

第3条 地震、風水害等の災害時に、乙は第2条に定める施設の安全が確認された場合には、一時滞在施設として乙の施設の利用が可能な範囲で、次の事項について帰宅困難者への支援を行うものとする。

- (1) 滞在（休憩）場所の提供
- (2) トイレ及び水道水の提供
- (3) 飲料水、食料、ブランケット等の支援物資の提供
- (4) 周辺の被害状況、道路状況及び鉄道の運行状況等の情報提供

## （支援要請）

第4条 乙は、甲が口頭、電話、電子メール等による帰宅困難者受入れを要請し、乙の判断による施設の安全を確認した後、受入れを開始するものとする。

なお、甲から乙に対し、通信の途絶等により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに支援を実施することができる。

2 乙は、帰宅困難者の受入れを困難と判断した場合には、その旨を甲に連絡するものとする。

## （報告）

第5条 乙は、この協定に基づき帰宅困難者の受入れを行ったときは、口頭、電話等で甲に報告し、事後に報告書を提出するものとする。

## （経費の負担）

第6条 乙は、帰宅困難者の受入れに必要な物資の備蓄等、乙の負担で受入れのための環境整備に努めるものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用により甲が負担すべき経費
- (2) その他甲乙協議により甲が負担すべき経費

(支援期間)

第7条 この協定に基づく支援期間は、最長で発災後3日間(72時間)の運営を標準とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議の上、期間を延長することができる。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に推進されるよう、連絡調整及び指示を行う連絡責任者を予め指定し、それぞれ通知するものとする。

なお、変更が生じた場合には、その都度、甲乙それぞれ通知するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成26年12月1日から効力を有するものとし、甲乙いずれからか協定の解消の申し出のない限り、同一の内容をもって継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に関する疑義又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月1日

## 一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と医療法人社団誠馨会千葉中央看護専門学校（以下「乙」という。）は、乙の管理する施設への帰宅困難者の一時的な受入について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しが無い場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2）一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3）施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

### （一時滞在施設の提供と公表）

第 3 条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設の一部について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

### （開設の要請）

第 4 条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

### （帰宅困難者の受入）

第 5 条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。

4 受入期間は、原則として3日間とする。

(支援内容)

第6条 乙が一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合には、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第5条第1項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し、運営すること。
- (2) 甲が用意する飲料水、食料、毛布等の備蓄品を、帰宅困難者に提供すること。
- (3) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (4) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (5) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (6) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第7条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン(首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議)」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第8条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第9条 乙は第6条に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

(損害)

第 10 条 乙が第 5 条第 1 項の受諾をした場合、又は同条第 3 項の連絡を行い甲に承諾された場合において、乙又は乙が受け入れた帰宅困難者に損害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。

2 乙が受け入れた帰宅困難者が、乙の施設・備品等に損害を与えた場合の復旧に係る費用については、乙は損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、原則として甲が負担するものとする。

(訓練)

第 11 条 乙は、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制の確認に努めるものとする。

(支援)

第 12 条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、物資の配備、訓練の実施等を行う場合において、支援を行うものとする。

(有効期限と見直し)

第 13 条 この協定の有効期限は協定締結の日から平成 28 年 3 月 31 日までとし、有効期限の 1 ヶ月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き 1 年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 27 年 10 月 21 日

## 一時滞在施設への帰宅困難者の受入に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社ルネサンス（以下「乙」という。）は、乙の管理する施設への帰宅困難者の一時的な受入について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は大規模地震等の発生時に、甲の区域内の帰宅困難者に対して乙が行う協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）帰宅困難者 大規模地震等の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しが無い場合において、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。
- （2）一時滞在施設 帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいう。
- （3）施設管理者 一時滞在施設を管理する事業者等をいう。

### （一時滞在施設の提供と公表）

第 3 条 乙は、甲の要請に応じ、乙の管理する施設の一部について、一時滞在施設として提供することに合意する。

- 2 甲は、前項の合意に基づき乙から提供される一時滞在施設の名称や位置を、あらかじめ公表するものとする。

### （開設の要請）

第 4 条 甲は、帰宅困難者の一時滞在施設の開設が必要となった場合には、乙に対して、一時滞在施設として開設し、運営することを要請するものとする。

### （帰宅困難者の受入）

第 5 条 乙は、前条の要請があった場合には、施設内の安全点検を実施し、当該施設への帰宅困難者の受入が可能と判断したときは、当該要請を受諾しその旨を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、前条の要請に応じられない事由があるときは、その旨を甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前条の要請がない場合においても、乙の判断により帰宅困難者を受け入れることができる。この場合には、受入を行う旨を遅滞なく甲に連絡するものとする。
- 4 受入期間は、原則として3日間とする。

(支援内容)

第 6 条 乙が一時滞在施設に帰宅困難者を受け入れる場合には、次に掲げる事項の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 帰宅困難者に対し、第 5 条第 1 項の受諾をした区域について、一時滞在施設として開設し、運営すること。
- (2) 甲が用意する飲料水、食料、毛布等の備蓄品を、帰宅困難者に提供すること。
- (3) トイレやごみの処理などの施設の衛生管理を行うこと。
- (4) 帰宅困難者に対し、一時滞在施設として開設している旨の表示をすること。
- (5) 前各号に関して必要な人員を確保すること。
- (6) その他乙が帰宅困難者の受入等に関し協力できる事項

(施設の運営)

第 7 条 乙は、この協定に定める事項以外の事項については、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン（首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議）」に沿って、運営を行うものとする。

(受入の解除)

第 8 条 乙は、次の各号に該当する場合、一時滞在施設を閉鎖し、かつ、帰宅困難者の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙の施設が非常用電源の燃料枯渇等により、当分の間停電することとなり、乙が、一時滞在施設としての運用が困難と判断し、甲に連絡して了承された場合
- (3) 乙の施設管理者が一時滞在施設の安全点検を実施した結果、一時滞在施設としての安全を確保できないと判断し、甲に連絡して了承された場合
- (4) その他、甲及び乙が双方協議の上、一時滞在施設を閉鎖する必要があると認めた場合

(費用負担)

第 9 条 乙は第 6 条に基づき実施した帰宅困難者の支援に要した費用について、甲に報告するものとする。

- 2 甲は、前項の費用について、甲乙協議の上、乙に支払うものとする。

(損害)

第 10 条 乙が第 5 条第 1 項の受諾をした場合、又は同条第 3 項の連絡を行い甲に承諾された場合において、乙又は乙が受け入れた帰宅困難者に損害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、甲乙協議の上対応を検討するものとする。その際、その損害が乙の責によらない場合においては、乙は一切の責任を負わないものとする。

2 乙が受け入れた帰宅困難者が、乙の施設・備品等に損害を与えた場合の復旧に係る費用については、乙は損害を与えた者に直接請求するものとする。この場合において、損害を与えた者が特定できない場合は、原則として甲が負担するものとする。

(訓練)

第 11 条 乙は、一時滞在施設の開設に係る訓練を行い、開設に必要な手順や体制の確認に努めるものとする。

(支援)

第 12 条 甲は、乙が一時滞在施設への帰宅困難者の受入のため、平時から、物資の配備、訓練の実施等を行う場合において、支援を行うものとする。

(有効期限と見直し)

第 13 条 この協定の有効期限は協定締結の日から一年間とし、有効期限の 1 ヶ月前までに甲乙いずれからもこの協定廃止又は見直しの意思表示がない場合には、引き続き 1 年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 2 月 1 日

甲 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号  
千葉市  
千葉市長 熊谷俊人

乙 東京都墨田区両国 2 丁目 10 番 14 号  
株式会社 ルネサンス  
代表取締役 吉田正昭

## 災害発生時における本部棟施設の提供協力に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社千葉銀行（以下「乙」という。）は、千葉市内で地震、風水害等の災害が発生した場合（以下、このような場合を「災害が発生した場合」という。）における乙の本部棟（第2条で定める。）施設の提供協力の実施に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害が発生した場合において、甲が行う災害対策に対する、乙の協力内容等について定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 本協定における用語の定義は、次の各号による。

- （1）本部棟 千葉市中央区千葉港1番2号に所在する乙の本部棟
- （2）帰宅困難者 災害が発生した場合において、交通の途絶のため、容易に帰宅することが出来ない者
- （3）防災関係機関の職員 災害が発生した場合、対応にあたる甲の職員や国・県等からの応援職員

### （協力の範囲）

第3条 乙の協力は、次の各号に掲げる内容とする。

- （1）帰宅困難者の一時的な滞在を目的とした、本部棟施設の一部の提供及び帰宅困難者への支援
- （2）防災関係機関の職員のための休憩場所の提供

### （被害情報の収集・伝達）

第4条 甲及び乙は、災害が発生した場合、相互に連絡し、情報の収集及び伝達を迅速に行うものとする。

- 2 前項の目的を達するため、甲及び乙は、災害時に速やかに連絡をとることができる体制を予め整備しておくものとする。

### （一時滞在施設としての本部棟の提供）

第5条 乙は、甲の要請にもとづき、帰宅困難者に対して、一時的な滞在施設として、乙において利用可能かつ安全を確認した本部棟の一部（以下「一時滞在施設」という。）を提供するものとする。

- 2 乙は、前項にもとづき一時滞在施設を提供する場合、次の事項についての帰宅困難者への支援を、利用可能な範囲で行うものとする。
  - （1）帰宅困難者の一時滞在施設への受入れ
  - （2）トイレ、水道水、情報及び冷暖房の提供
  - （3）飲料水、食料、アルミ毛布、簡易トイレ等の支援物資の提供
  - （4）トイレ及びごみの処理等の衛生管理
  - （5）周辺の被害状況、道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び帰宅困難者に対する情報提供
- 3 一時滞在施設の提供及び帰宅困難者に対する支援の期間は、原則として帰宅困難者の受入れ開始から3日間とする。

### （防災関係機関の職員向け休憩場所としての本部棟の提供）

第6条 乙は、甲の要請にもとづき、防災関係機関の職員の休憩場所として、乙において利用可能かつ安全を確認した本部棟の一部（以下「防災関係機関職員休憩場所」という。）を提供するものとする。

- 2 前項の提供期限は、防災関係機関の職員の対応状況等を踏まえ、甲及び乙が別途協議して定める。

(協力の要請)

第7条 甲は、災害が発生した場合において、乙に対して第5条及び第6条に掲げる協力を要請する必要があるものと判断した場合、電話連絡等可能な連絡手段で乙に通知するものとする。

(協力の実施)

第8条 乙は、甲から前条にもとづく要請を受けた場合、乙における業務継続可能な体制を考慮した上で、可能な範囲で協力するものとする。

2 乙が第5条及び第6条にもとづき提供する一時滞在施設及び防災関係機関職員休憩場所（以下「本部棟提供施設」という。）は、乙があらかじめ指定した区画とし、収納可能人数は乙において定める。

(受入解除)

第9条 乙は、次の各号に該当する場合、本部棟提供施設を閉鎖し、帰宅困難者及び防災関係機関職員の退去を求めることができるものとする。

- (1) 甲が、公共交通機関の運行再開等により、一時滞在施設の必要がなくなったと判断し、乙に連絡した場合
- (2) 乙が、非常用電源の燃料枯渇や支援物資の欠乏等の理由により、一時滞在施設としての運用が困難と判断した場合
- (3) 乙が、本部棟提供施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断した場合
- (4) その他、合理的な理由により、乙が本部棟提供施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承した場合

(損害)

第10条 乙が提供した一時滞在施設又は防災関係機関職員休憩場所において、帰宅困難者又は防災関係機関の職員により損害が発生したとき、または発生するおそれがあるときは、甲及び乙は協議により対応を決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、乙が対応を決定するものとし、対応の内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第11条 乙は、帰宅困難者の受入に必要な物資の備蓄等、乙の負担で受入のための環境整備に努めるものとする。ただし、次の事項については、甲が負担するものとする。

- (1) 災害救助法及び関係法令の適用を受ける費用
- (2) その他、甲乙協議により甲が負担することとした費用

(訓練等)

第12条 乙は、災害が発生した場合に、第4条から第6条までに掲げる対応が迅速に図られるよう、甲が実施する訓練等に対し、積極的に協力するよう努めるものとする。

(協議)

第13条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項及び疑義については、甲乙協議の上定めるものとする。

(協定の発効)

第14条 本協定は、令和元年6月4日から効力を発するものとする。

(有効期限)

第 15 条 本協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。有効期限満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定解消の申出がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年6月4日